

西郷村新庁舎建設庁内検討幹事会作業部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西郷村新庁舎建設庁内検討幹事会設置要綱第7条第1項の規定により新庁舎建設庁内検討幹事会（以下「幹事会」という。）に置く作業部会について、その構成員及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 幹事会に別表に掲げる作業部会を置く。

(所掌事項)

第3条 作業部会は、基本設計における別表に掲げる事項について、専門的かつ幅広い視点から調査又は検討を行い、その方針案を幹事会に報告する。

(組織)

第4条 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、別表主管課の欄に掲げる課等（以下「主管課」という。）の長をもって充てる。

3 部会員は、次に掲げる職員をもって充てる。

(1) 別表主管課の欄及び関係課の欄に掲げる課等の職員で、当該課等の長が指定するもの

4 前項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める職員を臨時の部会員とすることができる。

(会議)

第5条 作業部会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会長は、部会員が会議に出席できない場合は、その代理人による出席を求めることができる。

(意見等の聴取)

第6条 部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事長)

第7条 作業部会の統括者として統括部長を置き、拠点整備室長をもって充てる。

2 統括部長は、作業部会間の連絡調整、幹事会への報告事項の確認その他必要があると認めるときは、部会長会議を開くことができる。

3 統括部長は、部会長会議において必要な資料があるときは、関係課等に資料の作成を求めることができる。

4 統括部長は、実施設計が完了するまでの間、必要があると認めるときは、作業部会を招集し調査又は検討を指示し報告を求めることができる。

(庶務)

第8条 作業部会の庶務は、それぞれの主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

別 表

作業部会	所管事務	主管課	関係課
窓口サービス部会	総合案内（行政サービスセンター含む）に関すること ワンストップ窓口に関すること スペースに関すること	住民生活課	住民生活課、税務課、福祉課 健康推進課、環境保全課、上下水道課
防災対策部会	行政機能継続性の確保に関すること 災害対策本部機能充実強化に関すること その他必要とする設備機能の確保に関すること	防災課	防災課、総務課、財政課、建設課、産業振興課、環境保全課、上下水道課
ICT 関係部会	情報セキュリティに関すること ICT の活用に関すること 会議の ICT 化に関すること	企画政策課	企画政策課、総務課、住民生活課、税務課、福祉課、健康推進課、議会事務局、上下水道課、学校教育課、生涯学習課
文書管理部会	電子化に関すること スペースに関すること	総務課	総務課、企画政策課、財政課、会計室、議会事務局、農業委員会、税務課
情報発信・交流スペース部会	情報発信スペースに関すること 交流スペースに関すること 活動スペースに関すること	企画政策課	企画政策課、総務課、産業振興課、生涯学習課、福祉課
福利厚生部会	職員向け福利厚生施設に関すること 村民も利用できる福利厚生施設に関すること 駐車場の在り方に関すること その他全般に関すること	総務課	総務課、企画政策課、財政課、健康推進課、学校教育課、生涯学習課、防災課

組織検討部会	組織のあり方と配置に関すること	総務課	総務課、企画政策課、財政課、産業振興課、福祉課、学校教育課
金融機関設置検討部会	指定金融機関に関すること ATM の設置に関すること 金庫の集約に関すること	会計室	会計室、総務課、税務課、企画政策課、住民生活課、上下水道課、財政課
包括支援部会	保健・福祉建物機能集約に関すること 保健センター建物機能スペースに関すること 保健センター及び文化センター等集約後の建物利用に関する こと	健康推進課	健康推進課、財政課、建設課、福祉課、生涯学習課
その他匿名部会	幹事長が必要と認める事項	幹事長が指定する課等	幹事長が指定する課等